

## 道路敷 帰属（寄付、一般寄付）時 提出書類 (R6.5)

(ア)公共施設（道路敷）の帰属（寄付）について<sup>(※1)</sup> ……3部（うち2部はコピー可）

(注) 開発者・土地所有者が同一の場合でも、別の場合でも、それぞれの欄に記名押印願います。日付は空白、捨印要。

(イ)登記承諾書及び登記原因証明情報<sup>(※1)</sup> ……2部（うち1部はコピー可）

(注) 登記簿謄本の土地所有者全員の記名押印をお願いします。日付は空白、捨印要。

(※1) (ア) (イ) の書式は

- ・都計法帰属、条例寄付、一般寄付で様式が異なりますので注意してください。
- ・土地所有者の住所は印鑑証明書と登記簿謄本の記載どおり記入してください。
- ・開発者及び土地所有者の住所は、都道府県名から記入してください。
- ・土地所有者が法人等の場合、代表者の役職・氏名も記入してください。
- ・所在地番、地目、地積欄は帰属（寄付）する土地の部分です。登記簿謄本の記載どおり所在地番、地目、地積を記入してください。

(注) 所在地番 記入例：堺市堺区南瓦町3番1【地番は3-1としないでください】

- ・複数の土地の場合、それぞれの土地ごとの所有者の記名押印が必要です。
- ・帰属（寄付）する土地が筆ごとに土地所有者が違う場合は筆ごとに書類が必要です。

(ウ)印鑑証明書 土地所有者全員のもの ……3部（うち2部はコピー可）

(注) 法人の場合は代表者の資格証明(代表者事項証明書等)が必要です。

資格証明2部（うち1部はコピー可、発行2か月以内のもの）

(注) 帰属（寄付）の各種書類毎に印鑑証明書（代表者の資格証明を含む）が必要です。

(エ)登記簿謄本 分筆登記後の最新のもの ……1部（コピー可）

(注) 寄付・帰属書類を提出後、登記事項（地目、地積の変更、根抵当権の設定など）の変更をしないでください。

(注) 所有権以外の権利は抹消してください。（抵当権の抹消忘れに注意してください）

(注) 所有者住所が旧表示（「区」の無い表示、「美原町」の表示など）の場合は、行政区設置証明書が必要です。

(オ)地積測量図 分筆図 1/250・求積表 ……3部（全てコピー可）

(注) 法務局提出前の図面は不可、法務局備え付け図面であることがわかるもの

(カ)旧土地台帳付属地図 ……3部（全てコピー可）

(注) 分筆後の旧土地台帳付属地図で、法務局備え付け図面であることがわかるもの

(注) 帰属（寄付）部分を黄色に着色してください。

(キ)位置図 1/2500 ……4部

(注) 開発区域を黄色に着色してください。

**(ク)道路竣工平面図又は土地利用計画図 1/250 ……3部**

- (注) 帰属（寄付）する土地のみを朱線で囲み、他は黒線で表示してください。
- (注) 地積測量図に合わせた辺長を記入してください。
- (注) 開発道路（位置指定道路）がある場合は、幅員と延長が確認できる寸法を記入してください。
- (注) 道路後退の場合は、従前・従後の最大・最小道路幅を記入してください。（路線毎）。
- (注) 隅切りの後退については、従後の頂点からの距離を記入してください。

**(ケ)横断面図又は標準断面図 1/100 ……3部**

- (注) 開発道路（位置指定道路）がある場合は標準断面図に幅員を記入してください。
- (注) 道路後退がある敷地について、横断面図には新旧道路境界線を朱線で記入し、後退幅 〇.〇〇m～〇.〇〇mと記入してください。

**(コ)写真撮影方向図及び写真（写真はカラー、日付なし） ……2部**

- (注) 帰属（寄付）敷地のすべてを舗装復旧後（仮復旧可）に撮影してください。  
（2方向以上、帰属（寄付）敷地の端部が鮮明に写っていること）
- (注) 写真には、帰属（寄付）の範囲を朱線で囲ってください。
- (注) 撮影方向図を作成してください。（帰属（寄付）の範囲を赤で囲んでください。）

以上の書類を開発完了検査日までに提出願います。

また不明な点等ありましたら、協議担当者へ確認願います。

堺市建設局土木部土木監理課開発係  
（高層館 18 階南側 ☎072-228-7416）